

中退共 職金 共済制度

CHU 小企業 退 TAI 職金 共 KYO 済制度

制度の特色

中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です。

1 有利な国の掛金助成

(1)新規加入助成:初めて加入する事業主に、掛金月額 $\frac{1}{2}$ (従業員ごとに上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛月額2,000円・3,000円・4,000円には、掛金月額の $\frac{1}{2}$ の額にそれぞれ300円・400円・500円を更に上乗せして助成します。

(2)月額変更助成:18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に、増額分の $\frac{1}{3}$ を増額月から1年間、国が助成します。

注意:社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主、解散存続厚生年金基金・特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換の希望を申し出た事業主、及び会社合併等に伴う企業年金制度との間の資産移換の希望を申し出た事業主は、新規加入助成の対象にはなりません。

2 掛金は全額非課税

掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

3 簡単な管理

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの退職金試算額や掛金納付状況を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

4 通算制度でまとまった退職金

(1)初めて加入する事業主は、新規加入従業員について加入前の勤務期間を通算することができます。

(2)本制度の加入企業間、本制度加入企業と特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度または特定退職金共済制度(特退共制度)の加入企業間を転職等した場合、それぞれの制度へ前の制度での退職金相当額を通算できます。

5 退職金は直接従業員へ

退職金は、中退共本部から直接、退職した従業員の預金口座に振り込みます。退職金の支払いは、一時金払いのほかに、一定の要件を満たしていれば分割払いで受け取ることができます。

6 地方自治体による補助制度

中小企業の振興と労働者の福祉の増進に寄与することを目的として、独自の掛け金補助制度を実施している地方自治体等があります。鹿児島県の場合、鹿児島市(担当課:雇用推進課)、奄美市(担当課:商水情報課)、薩摩川内市(担当課:商工政策課)です。助成制度の対象となる条件、補助金額、交付期間等につ

いては各自治体により異なりますので、各々の担当課までお問い合わせください。



詳しくはホームページへ

中退共

検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234

FAX (03)5955-8211